

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第9号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和41年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）<u>第26条第1項</u>の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 地教行法<u>第27条</u>の規定に基づく点検及び評価に関すること。</p> <p>(6)～(24) [略]</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 職員及び学校職員の分限処分（第2号に掲げる事項を除く。）及び懲戒処分（前号に掲げる事項を除く。）並びに<u>教育長</u>、教育次長、本庁の室課の長、教育事務所長及び学校その他の教育機関の長（これらの職に相当する職を含む。）を任免することを除き、職員及び学校職員の任免、給与その他の人事に関すること。</p> <p>(5)～(10) [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任事項等)</p> <p>第2条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 地教行法<u>第26条</u>の規定に基づく点検及び評価に関すること。</p> <p>(6)～(24) [略]</p> <p><u>2 教育長は、前項の規定により委任された事務の管理及び執行の状況（重要なものに限る。）を教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 職員及び学校職員の分限処分（第2号に掲げる事項を除く。）及び懲戒処分（前号に掲げる事項を除く。）並びに教育次長、本庁の室課の長、教育事務所長及び学校その他の教育機関の長（これらの職に相当する職を含む。）を任免することを除き、職員及び学校職員の任免、給与その他の人事に関すること。</p> <p>(5)～(10) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合においては、この規則による改正後の教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条から第3条の規定は適用せず、この規則による改正前の教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条から第3条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規則第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号

。以下「地教行法」という。）」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。第2条第5号において「改正前の地教行法」という。）」と、同規則第2条第5号中「地教行法」とあるのは「改正前の地教行法」と、同条第6号及び第7号並びに同規則第3条第5号中「地教行法」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」とする。